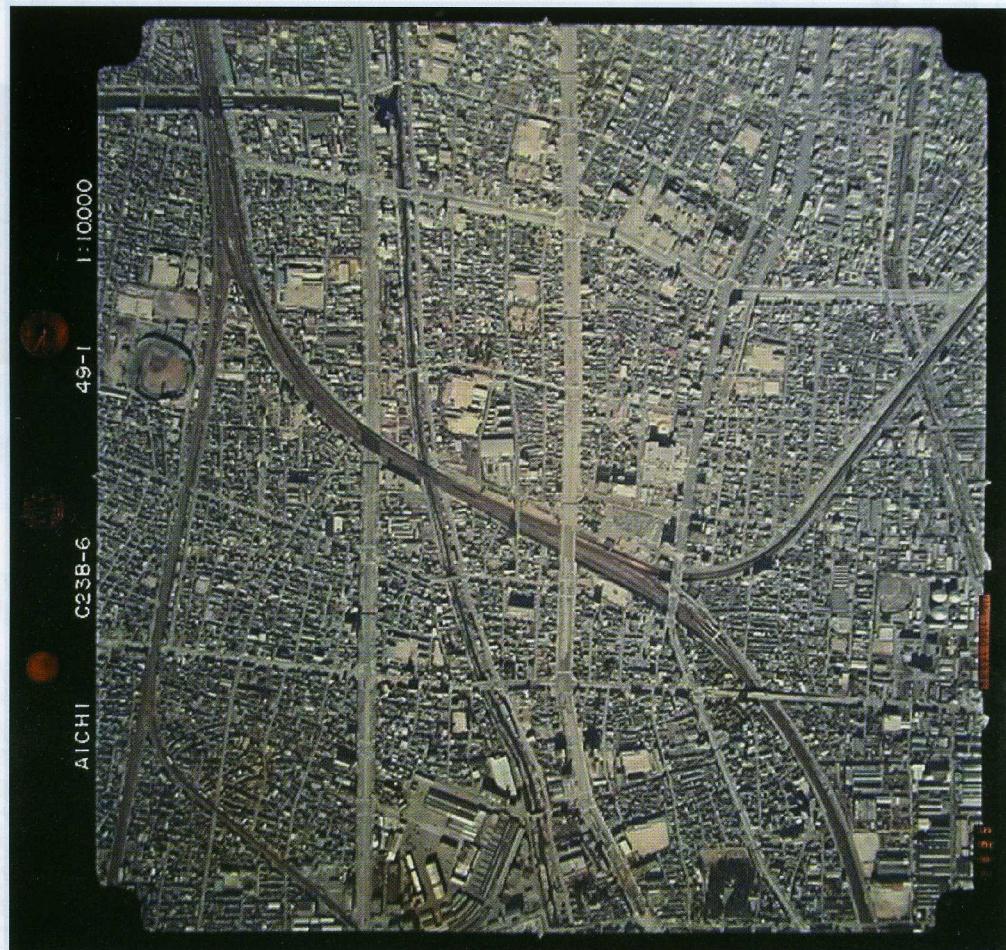


愛知県公文書館だより

目次

表紙写真	1
企画展から	6
公文書館におけるIT革命の波	3
思いやり	7
古文書解読講座	3
資料紹介「知多郡農具圖」	7
愛知県の市町村合併の歩み	4
レファレンスコーナー	8
公文書館の利用について	5
利用案内・編集後記	8



愛知県全域カラー航空写真(現在の金山総合駅付近)

アルバム



カラー写真

愛知県

表紙写真の解説 収蔵航空写真の内容

表紙の写真（上段）は、昭和四八年度（一九七三）に当時の公害対策課が土地利用や自然環境、開発の状況を把握するため、県内全域をくまなく撮影した航空写真的一部で、現在の名古屋市の金山総合駅地図院が撮影したアルバム写真と、国土地理院が撮影した写真（昭和五〇）から五二年度まで及び昭和五七・五八年度）をまとめたアルバムの一部です。これらの写真は、撮影からかなりの年月が経過し、作成時の行政目的を終えていますが、貴重な歴史的資料であるとの見地から平成一二年度末に本館資料として収集したものです。

一般に、航空写真とは、航空機から地上を撮影した写真のことをいいます。しかし、上空から撮影した写真は航空写真、だけとは限らず、高い塔からでも同じような写真が撮れますし、古くは気球や飛行船から撮影しました。最近では人工衛星から鮮明な写真が撮れた

	撮影年度	写真(枚)	アルバム(冊)
青	S 48	4795	107
水色	S 50~52	5384	59
エンジ	S 57・58	2890	34



立体鏡

写真を並べて覗くと立体的に見える道具

りするようにもなりました。これら様々な場所を含め、上空から撮影した写真全般を空中写真と呼んでいます。

さて、航空写真は、写す位置を一部重複するので、同じ場所が何枚かに渡り写っています。これは、地表をとり残すことのないようにするためと、地表を立体的に見るためのものです。普通撮影は東西方向に移動して行き、本写真では、東西方向に約六〇パーセント、南北方向に約四〇パーセントの重複部分が見られます。また、アルバムの写真の配列は飛行コースを西北から東へとたどるようにし、常に北が上に向くように揃えてあります。

写真の焼き付けは、最も一般的に用いられているフィルムから直接印画紙に焼き付けた密着写真と

航空写真の閲覧にあたって

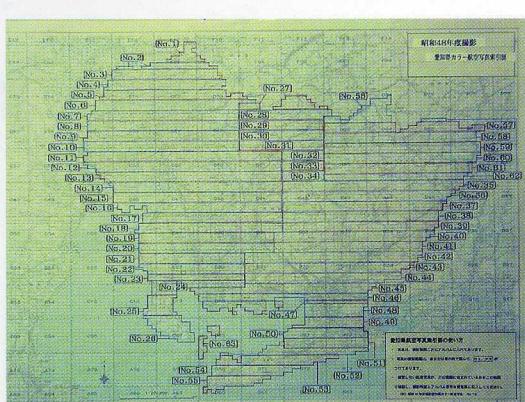
参考となるでしょう。

それでは、本館における航空写真の具体的な閲覧方法等についてご説明します。本来ですと、「評定図」と呼ばれる地図から検索す

るもの写真を貼り合わせ広い範囲を一枚にまとめたモザイク写真などがあります。また、感光材料による分類としては、白黒写真、カラー写真、赤外線写真などがあります。

航空写真の見方について

次に、航空写真の見方について、ご説明します。航空写真では、写真画面の一隅に必要な事項を記入して一目でその写真（フィルム）の内容が分かるようになっています。例えば、表紙の写真を例に挙げてみますと左端の上から順に、写真の縮尺（一万分の一）、撮影年月（昭和四九年一月）、飛行コース番号（C二三B）及び写真番号（六）、撮影地（A I C H I）が表わされています。その左下には、時計、高度計、水準器がついていますので撮影時の状況が、よく分かることになります。また、右端の上から順に、撮影レンズの略記号、レンズ番号、画面距離、写真番号を表わしています。写真（フィルム）によって表示の仕方や配置が、若干異なることもありますが、概ねこのような内容となっていますので、知つておくと参考となるでしょう。



索引図

るのですが、これを通常の検索に使用するとすぐに破損してしまう恐れがありますので、今回新たに作成した「愛知県カラー航空写真索引図」によって検索していただけます。閲覧したい航空写真の場所を、索引図の赤枠又は青枠から探し、所定の用紙に撮影年度、アルバム番号を記入していただき、受付にお渡しください。昭和四八年度撮影分は、写真の複写を行うことが可能です。所定の手続をとつていただき、フィルムを保管している中日本航空株式会社へ直接申し込んでいただくことでフィルムの焼き増しもできます。それ以外のものについては、国土地理院に著作権がありますので、そちらにお問い合わせいただきたいと思います。

公文書館におけるIT革命の波

③平成13年10月1日

愛知県公文書館だより

近年、農業革命や産業革命に続く第三の革命とも言うべきIT革命が起こり、情報は国境や時間に関係なく世界中を駆け巡ることができるようになりました。この革命は、情報のもつ価値を飛躍的に高め、産業、社会構造に大きな変革をもたらしています。特にインターネットは携帯電話からもアクセスできる手軽さから、急速に普及しております。我が国のインターネット利用者は、平成一二年末で約四七〇〇万人、対前年比七四%増を記録しており、経済、教育、福祉などあらゆる分野において、旧世紀の仕組みをことごとく変革していくものと思われます。

現在、愛知県では本庁及び地方機関が作成・取得した行政文書について情報通信技術を活用し、組織的に適正に管理するための総合的な文書管理システムの構築に取り組んでいます。このシステムが構築されれば、公文書館に所蔵されている資料をパソコンによって検索することが可能となり、公文書館にもIT革命の波が押し寄せた形となります。

公文書館の所蔵資料の検索は、平成一〇年度までは職員が手書きで作成した検索カードを利用して

いましたが、平成一一年度からは検索カードの作成をやめ、パソコンに必要なデータを入れて閲覧目録から検索できるようになりました。将来的には検索用のパソコンを閲覧室に常備することによって、検索時間の短縮を図り、必要な資料を少しでも早く閲覧できるようにしたいと考えています。

職員の個人的な知識や経験に頼ることの多い現在の閲覧状況から、だれもが同一のサービスの提供を受けることができるように、検索システムの早期構築やパソコンの早期導入に向けてより一層の努力をし、IT革命の波に乗っていきたいものです。

古文書解説講座

「近世文書を読む」

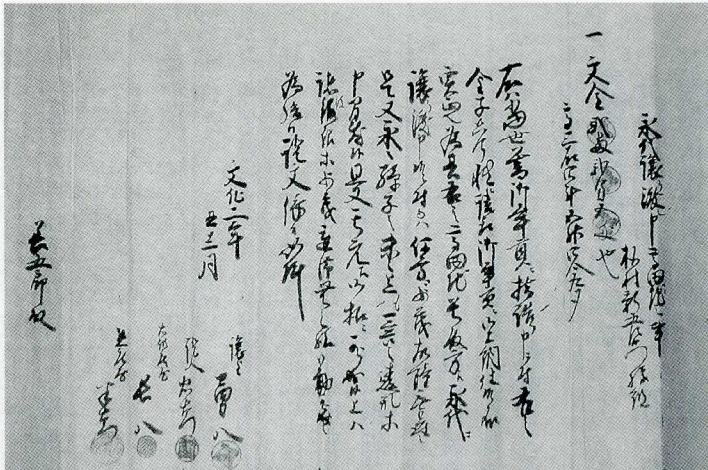
江戸時代の文書で私達が目に見える機会が多いのは、地方文書（農村文書）です。なかでも土地売渡証文（図版）は、村々で

ごく普通に作られ、多數現存しています。様式もほぼ決まっており、初めて読む古文書としては最適でしょう。

〔図版解説文〕

永代譲り渡シ申高田地之事

松村新五左衛門様組



文化二年
丑十二月

議主 勇八(印)
右組庄屋忠右衛門(印)
長八(印)
惣庄屋半右衛門(印)

善五郎殿

この文書は、本館所蔵「尾張國愛知郡八事村庄屋家文書」の内、「永代譲り渡し申す高田地の事」と題する文化二年（一八〇五）の田地売渡証文です。「松村新五左衛門様組」とは、この土地が尾張藩給人松村氏の知行地であることを示しています。

次に売渡金額と田地石高の記載があり、売却の理由は年貢に窮したためとあります。売却についてはどちらにも支障なく、子々孫々に至るまで売主は苦情を言わないとし、買主は所有の後、諸役銀等租税上納の義務を果たすべきことを記しています。

最後に譲主・証人・庄屋の連印があり、買主善五郎にあてています。肩書の「右組庄屋」は松村氏給地に置かれた庄屋、「惣庄屋」は八事村全体を管轄した村庄屋を意味するものです。愛知郡八事村は、現在の名古屋市内にあつた村で、この時代は尾張藩領として蔵入地（藩直轄）はじめ八人の藩士給地が混在していました。

古文書を読む前に関係地域の歴史や支配関係等を把握しておくと、内容を理解するのに役立つでしょう。内

愛知県の市町村合併の歩み

最近、新聞紙上等において市町村合併の関連記事を目にすることが多くなりました。

これは、地方分権の推進や国・地方を通じた厳しい財政状況など市町村を取り巻く環境が変化する中で、現在の市町村合併特例法が平成一七（二〇〇五）年三月までに時限立法であることも踏まえつつ、全国的に市町村合併の議論が活発化していることの表れといえます。

愛知県でも、豊川市・宝飯郡四町や渥美郡三町において、合併協議会の設置が見込まれているのを始め、現在、県内のいくつかの地域において合併の研究・検討など自主的な取り組みが行われています。

市町村合併のこれまでの動き

明治維新以来一三〇年余が経過しましたが、この間に、二度大きな合併の動きがあり、今回は、三回目の全国的な市町村合併のうねりとなります。

最初は、明治二二年の市制町村制の施行により市町村が近代的な地方自治の担い手として、新たに戸籍や小学校などの事務を処理するため、それまでの自然発生的な町村を合併し、三〇〇戸から五〇

市町村数の変遷

区分	事項	全 国	愛 知
明8.4		—	2,972
明22.4	市制・町村制施行	15,859	649
昭28.10	町村合併促進法施行	9,868	217
昭36.6	新市町村建設促進法一部失効	3,472	102
平13.9	現 在	3,224	88

注) 全国の市町村数3,224の内訳は、指定都市12、市658、町1988、村566です。

次いで、第二次世界大戦後の新しい憲法のもとで地方自治の確立が大きな課題となりました。事務や権限を身近で基礎的な地方公共団体である市町村に配分すべきであるとされた時期です。六・三制の実施に伴う新制中学校の設置、市町村消防や自治体警察の創設を始め、社会福祉、保健衛生など多くの事務が市町村で処理されることとなりました。

このため、昭和二八年（一九五三）一〇月、町村合併促進法（三年の時限立法）が施行されています。ここでは、人口約八千人を標

これまでみてきた、明治・昭和の大合併に係る行政文書が『市町村制関係書類』（明治二年）、『町村合併願書類』（明治二二年）、『地方区画』（昭和三〇年）及び『町村合併関係』（昭和三〇年）等として整理され、愛知県公文書館に大切に保存されています。

また、『地方区画』は、公文書館所蔵の県庁文書ですが、一二八冊と多く、その内容は、①知事から内閣総理大臣への配置分合の通達に係る起案文、②町村長や自治研究会から県の地方事務所長あての合併促進協議会の設置や進展状況に係る復命書などです。この他に、境界変更や町村合併促進審議会の会議録なども数多くあります。

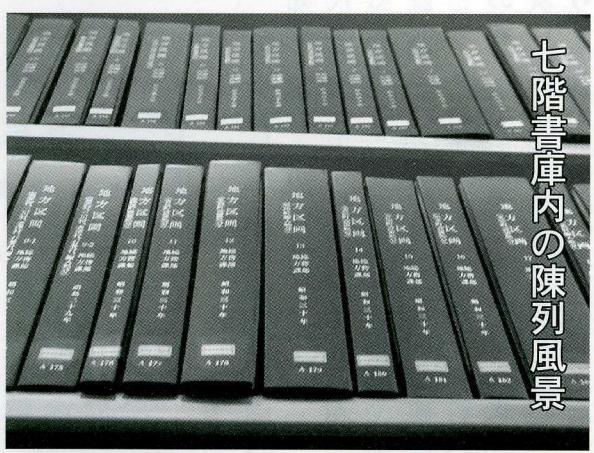
そのためには、かつて明治・昭和の時代に先人達がどのような決心や苦労をし、市町村合併に取り組んできたかについて関係行政文書をひもとき、その実態を知ることを、是非、おすすめいたします。

綱は、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化することとしていますし、平成一三年六月二六日に閣議決定された「今後の経済財政運営の基本方針」でも、市町村合併を含めた「すみやかな市町村の再編を促す」とされています。

二一世紀の初頭にあたり、私達が未永く安心して過ごすことができるよう市町村合併の今日的意義を考えてみるのも大切なことだと思います。

「今後の経済財政運営の基本方針」でも、市町村合併を含めた「すみやかな市町村の再編を促す」とされています。

七階書庫内の陳列風景



今後の動向について

最後に、平成一二年一二月一日に閣議決定された国の行政改革大

公文書館の利用について

⑤平成13年10月1日

愛知県公文書館だより

愛知県公文書館は、昭和五四年に歴史学者や郷土史研究家を中心とする人々から、県や県議会に対し、公文書保存体制の確立と、公文書館建設の具体的検討に取り組むことを求める趣旨の要望書や請願を受けて、昭和六一年七月一日に開館しました。以来、この七月で一五周年を迎えるました。これもひとえに、県民の皆様のご理解・ご協力の賜だと職員一同感謝しています。この機会に、改めて公文書館の設置状況と利用方法について、お話をさせていただきます。

一 公文書館の設置状況



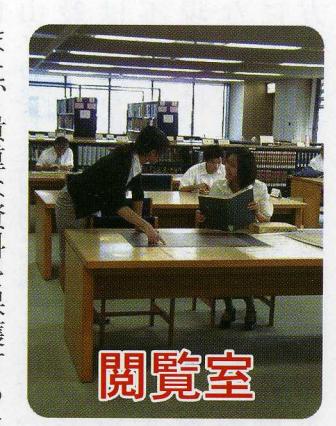
今から二百年以上も前の一七九〇年に世界で最初の国立公文書館がフランスにつくられたのを皮切りに、イギリス（一八三八）、イ

ンド（一八九一）、アメリカ（一九三四）、ドイツ（一九五二）と諸外国で次々に設置され、日本では、今から三〇年前の一九七一年に国立公文書館がつくられました。

都道府県レベルでは、一九五九年に山口県文書館が設置されてから現在までに二七の都道府県に設置されています。とくに、昭和六年六月一日に公文書館法が施行され、「国や地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を

講ずる責務を有する。」と規定されたことで、各地方公共団体で公文書館の設置が進んでいます。

二 図書館との利用方法の違いは



開架書架に配架してある刊行物や辞書などの参考資料は、閲覧室で「こんなに少ししか資料がないの。」と思われるかもしれません。これは、主に、図書館では出版・刊行された書籍（二次情報）を扱いますが、公文書館では出版されない生の資料（一次情報）を取り扱います。このため、原則として、図書館では利用者が自由に接架できる開架方式であるのに対し、公文書館では資料保存及び機密保持のため担当職員以外は入庫ができない閉架方式を探つており、資料は、書庫の中で厳重に保存され、利用者の皆さんから請求のあつた都度、職員が書庫から出していくシステムになつていてから

です。

三 所蔵資料の利用方法は

開架時間、休館日等については、八ページの利用案内のとおりですが、調べたい目的の資料を検索するのは思つたより時間がかかるものです。目的の資料を確實に調べるために、資料がある程度特定したうえ、時間に余裕をもつて、来館いただくことをおすすめします。



また、貴重な資料を保護するため、マイクロフィルム化や複製本化を図っていますが、こうした複製物が作成されている資料については、複製物で利用していただきておりますのでご理解いただきたいと思います。

資料の複写を希望の方には、著作権等で複写制限のある資料や老朽化などで傷んでいる資料を除き、一枚当たりマイクロ複写二〇円、電子式複写一〇円の実費を負担いたければ、複写サービスも行い

四 公文書館を利用するには

企画展から

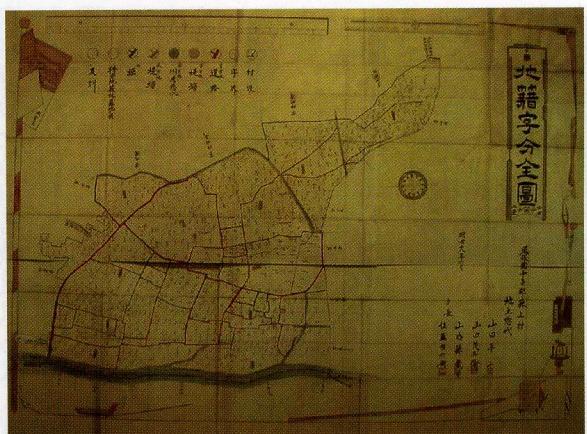
地図にみる愛知のすがた

— 絵図、地籍図から
航空写真まで —

本館では、施設利用の促進と所蔵資料の紹介を目的に、毎年一回企画展を開催しています。今年度は、平成一三年一〇月一日から同一年一月三〇日まで、「地図にみる愛知のすがた—絵図、地籍図から航空写真まで」を開催します。

地図と言えば、本館が所蔵する資料の中でも、最も利用の多いものの一つに、地籍図（地籍字分全図）があります。これについては、第五号で詳しく解説しましたが、明治一七年に愛知県が県内の村々（現在の大字に相当）に作成させた地図です。実際に測量した結果を千二百分の一の縮尺で、土地の一筆ごとの形状と境界線、河川、堤、道路、寺院境内、神社敷地等を正確に描いています。縮尺が統一されたため、村によつて出来あがつた地図の大きさはまちまちで、なかには畠八畠敷を超える大きな地図もあります。提出期限がわずか一年だったことを考慮すると、これだけ正確な地図を短時間で作成

し得たことに驚かますが、これは明治六年に始まつた地租改正事業等で土地の測量や地図作成の経験があつたためと思われます。



更にさかのばれば、江戸時代においても、村々では藩主や領主の命令で村の地図の作成を何度も実施しています。これらは「村絵図」と呼ばれ、明治時代の地籍図ほど緻密な描写ではありませんが、地図の目的によっては、むしろ絵図的な表現が判りやすい場合もあります。例えば、飛んでいる鳥の視点から地上を眺めた地図、鳥瞰図はそうした要望にあてはまる地図です。名所旧跡などの場所を正確な方位や距離を無視して描いた地図になつています。鳥瞰図は、観光地図などで好んで用いられ、大正から昭和にかけて活躍した「大正の広重」こと吉田初三郎も愛知県内の各地の観光地図を描いています。

江戸時代後期には、測量技術の発展により、かなり正確な地図が作成されています。その代表が、伊能忠敬が作成した地図です。忠敬は全国を測量して正確な日本地

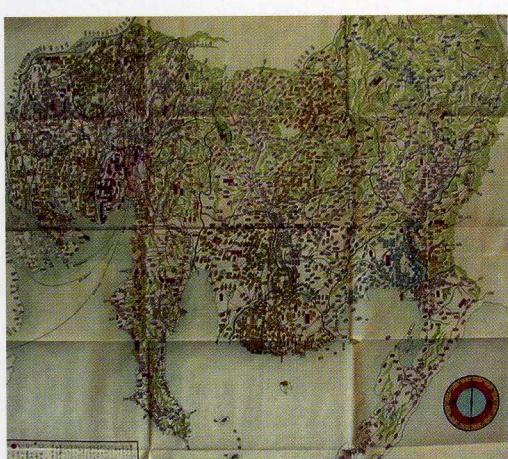
図を作り上げましたが、当然愛知県にも「御用測量方」の旗を掲げてやつて来ました。忠敬が各地で測量したことは、村々の測量や地図作成の技術向上に一役買つたかもしれません。忠敬の測量を目のあたりにした人々のなかには、明治用水の発案者である都築弥厚があり、このことは忠敬の測量日誌にも記述されています。

ところで、江戸時代までの「絵図」は、山の高さを表現するためにある一定の場所から見える山々の姿を絵画的に描く方法が一般的でした。このような描き方は、見る場所によつて、山の形が不正確な地図になつてしまします。現在では、地形図のように等高線などで表現しますが、地図の目的によつては、むしろ絵図的な表現方法が判りやすい場合もあります。

例え、飛んでいる鳥の視点から地上を眺めた地図、鳥瞰図はそうした要望にあてはまる地図です。名所旧跡などの場所を正確な方位や距離を無視して描いた地図になつています。鳥瞰図は、観光地図などで好んで用いられ、大正から昭和にかけて活躍した「大正の広重」こと吉田初三郎も愛知県内の各地の観光地図を描いています。

逆に、距離や高度の正確な情報が必要な場合には、地形図が必要です。地形図は、航空写真をもとに作成されますので、山々はまるで真上から眺めたような描き方がされています。航空写真是、地図装置を通して見ると、まるで上空から地上を眺めるように立体的にご覧いただけます。

なお、航空写真是、巻頭にも紹介したように、撮影当時の現状を正確に写した地図とも言えます。昭和四八年に愛知県が作成した全県域の航空写真も、ここに紹介しました地図も、作成時の目的はすでに達していますが、当時と現在との地域の変化を知る上で、歴史的な価値があります。公文書館では今後もこうした歴史的資料を収集し、企画展などで紹介していくたいと考えています。



古

文書のみでなく各地の資料館・公文書館等の所蔵資料は、歴史をひもとく者には不可欠なもののです。そして、それは、将来においても現在と変わることなく、原文書を扱うことができるようになります。そこで、資料を閲覧する際の注意点について少し書いてみます。

★資料を取り扱う際には、手を洗つてください。手の油や汚れは貴重な文書を食べてしまう虫やカビの栄養分になり、虫食いなどの害を発生させることになります。手袋を用意しておりますので、お使いください。幸いです。

★メモをするときの筆記用具は鉛筆を使つてください。これは、資料にインクをつけないためです。

★資料に書き込みやトレースをしないでください。また、原本に書き込んであるメモ等は消さないようにしましよう。すべて、貴重な資料の一部です。付箋・その他はさみ込んであるものをはずさないでください。

おいても現在と変わることなく、原文書を扱うことができるようになります。そこで、資料を閲覧する際の注意点について少し書いてみます。

★開いた資料の上に他のものを重ねたり、開いたまま伏せたりしないでください。また、資料を力一杯広げないでください。破損などの原因となります。

★資料を折つたり破つたりしないでください。開覧後は、元の折り目の通りにたたんでください。

以上、細々としたことを申し上げましたが、歴史的に価値のある資料を大切に保存・管理するという公文書館の役割・使命から思いついた点を述べさせていただきました。今、皆様が昔の貴重な資料を利用できるのは、これまで、大切に管理・保

存されてきたからです。資料が将来においてもそのままの変わらない姿で多くの皆様に利用されるためには、資料に対する私たちの一工夫がありますが、人ひとりの思ひやりにかかるといふことを忘れないようにしましょう。

思いやり



本館の知多郡役所文書の中に、「知多郡農具圖」は所蔵されています。現状は乾・坤二巻の巻子本になっていますが、元は折り本形態の和本であつたと思われます。その理由は、一定毎にある漢数字や食い違いがある絵のつなぎ目などを上げることができます。明治十一年から大正十五年まで設置されており、本圖はこの郡役所で制作・管理されたものです。この巻物には「第八十一号二ノ一」「第八十一号二ノ二」という番号と知多郡役所の印鑑が押されているだけで、制作年を示すものは、なにも記載されていません。しかし、明治期に作られたことは間違いないません。

この農具圖の特色は幾つかあります。第一に農具の寸法が図中に記入され、更に材質・使用方法等を詳しく記述していることです。第二は肥料にするための海藻等を採集する道具が十点程含まれています。第三は、知多郡という半島の特徴といつてよいと思います。ところで、県内には『北設楽郡農具図解』が知られていますが、現在写本のみで、原本所在不明になりました。したがつて本農具圖は県内唯一の農具圖の原本であり貴重なものであることは言うまでもありません。

ソラアンソロジー

Q 「愛知」という県名の由来について教えてください。また、資料はありますか。

A 明治四年、廢藩置県の詔勅を機に既存の一、二の藩は一、二の県となりました。その後、統廃合が行われ、「名古屋県」は尾張国を、「額田県」は三河全域と尾張国知多郡を管轄しました。そして明治五年四月二日には「名古屋県」は県庁所在地である愛知（愛智）郡を用い「愛知県」へと改称し、七か月後の一一月二七日に「額田県」を廃し愛知県の管轄に移し、今日の愛知県の管轄区域がほぼ決まりました。

この「愛知」という地名は、万葉集卷三の高市黒人の歌「桜田へ鶴鳴きわたる年魚市潟潮干にけらし鶴鳴き渡る」に詠まれている「年魚市潟」に由来しているといわれています。この「あゆち」が「あいち」に転じ、これが「愛知」の県名になつたといわれています。

【関係資料】

愛知県史（愛知県昭和一〇～一五）
御触留（徳川三位中将）
名古屋藩知事仰付

愛知郡史（愛知郡編刊大正一）
等

利用案内

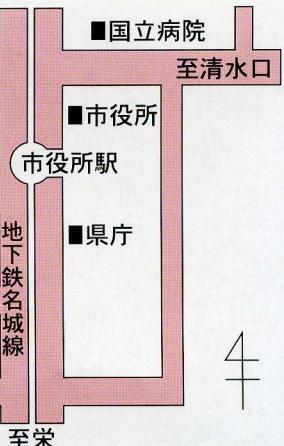
案内図

●開館時間
午前九時～午後五時

休館日
土曜日・日曜日

国民の祝日
年末年始
(一一月一八日～一月四日)

整理期間（春季一〇日以内）
市役所西庁舎
市役所駅
市役所
県庁
至清水口



展示

展示室では常設展や毎年テーマを定めた企画展を開催し、所蔵資料等の展示を行っています。

交通機関

地下鉄名城線「市役所」下車
5番出口
市バス「市役所」下車
名鉄バス「県庁前」下車
JR東海バス「県庁前」下車

編集後記

▼愛知県公文書館だより第六号をお届けします。本号は、IT革命や市町村合併に関するなど、タイムリーな話題も紹介しました。

▼今後も、県民の皆様が貴重な歴史資料を末永く利用しやすいよう様々な点に留意し努力していきます。

▼本館所蔵資料は、愛知県の公文書が多くを占めていますが、今回ご紹介した航空写真や地籍図など、皆様が身近に感じるものも所蔵しています。是非、一度足をお運びください。

愛知県公文書館だより 第六号

平成十三年一〇月一日
編集発行 愛知県公文書館

〒四六〇一〇〇〇一

名古屋市中区三の丸二十三一二
愛知県自治センター内

Tel ○五二（九六一）二二一一
Fax ○五二（九七一）三三五〇
Mail kobunshokan@mail.pref.aichi.jp
(県庁代表)